

「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」に係る意見募集について

内閣官房皇室典範改正準備室

内閣官房では、女性皇族の婚姻による皇族数の減少と皇室の御活動の維持という課題について、「皇室制度に関する有識者ヒアリング」を本年2月から7月にかけて開催し、各界の有識者から意見を聴取してまいりました。

今般、上記ヒアリング結果を踏まえ、内閣官房としてこれまでの議論を整理・検討し、論点整理を取りまとめましたので、今後の議論の参考とさせていただくため、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。御意見をお寄せください。

1 意見募集対象

「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成24年10月5日公表）

2 意見提出期限

平成24年12月10日（月）必着（郵送の場合は同日消印有効）

3 意見提出方法

可能な限り電子メールにて、電子メールによる提出が困難な場合には郵送又はFAXにて、以下まで提出してください。

（1）電子メールの場合

以下のメールアドレスに送信してください。

goiken.ronten@cas.go.jp

（注1） ウイルスメール対策のため、御意見については、添付ファイルは利用せず、メール本文に直接御記入下さい。

（注2） 文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

（2）郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房皇室典範改正準備室 「意見募集」係 宛

(3) F A Xの場合

以下のF A X番号に送信してください。

内閣官房皇室典範改正準備室 宛

FAX. 03-3581-9826

4 意見記入要領

御意見は、氏名、職業、住所（法人又は団体の場合は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、日本語により提出願います。これらは、必要に応じて、御意見のより具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。

なお、電子メール及びF A Xの場合は題名に、郵送の場合は封筒の表面に、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理に対する意見」と御記入ください。

5 注意事項

- ・ 来庁又は電話による御意見については対応いたしかねます。また、皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・ 法人名又は団体名で提出する場合には、組織内での必要な手続きを経た上で御提出ください（法人又は団体の意見であることを確認させていただくことがあります）。なお、住所及び連絡先の記載のない法人名又は団体名による意見は受理できません。
- ・ 意見提出者名（法人または団体の名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）及び職業（個人で提出された場合）については、いただいた御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので御承知おきください。

問い合わせ先

内閣官房皇室典範改正準備室

TEL. 03-5253-2111（代表）